

平成 27 年度

さいたま市立大宮小学校

いじめ防止基本方針

I	はじめに	P. 1
II	本校のいじめ問題に対する基本姿勢	P. 1
III	いじめの定義	P. 1
IV	組織	P. 1
V	いじめの未然防止	P. 2
VI	いじめの早期発見	P. 4
VII	いじめの対応	P. 6
VIII	重大事態への対応	P. 8
IX	研修	P. 8
X	PDCA サイクル	P. 9

○資料

平成 26 年 5 月 26 日設定

平成 27 年 1 月 15 日改訂

さいたま市立大宮小学校

平成27年度 さいたま市立大宮小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめを許さない集団、いじめをさせない学校をつくるため、「さいたま市立大宮小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

この基本方針は、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の取組について、具体的に示したものである。

II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

[迅速]

2 児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進します。[誠実]

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に組織的に対応します。[相談]

4 学校が一丸となっていじめられている児童を最後まで守り抜きます。[アフターケア]

5 いじめ問題について保護者・地域・関係機関と連携を深めます。[連携]

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う

(2) 構成員

校長、教頭、教務担当者（主幹教諭）、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学校評議員、PTA会長

※なお、必要に応じて、

各学年生徒指導担当、主任児童委員、民生委員議員、大宮東中学校校長、さわやか相談員、スクールカウンセラー、警察関係者等 の関係者を招集する。

(3) 開催

① 定例会：各学期1回程度開催

② 校内委員会：各学期1回程度開催（生徒指導委員会を兼ねて開催する。）

③ 学年情報交換会議：年間1回（2学期末、もしくは3学期初め）

④ 児童理解会議：年間2回（年度初めと終わり）

⑤ ケース会議：ケースに応じたメンバーを招集して行う。

但し、校長、教頭、教務担当者（主幹教諭）、生徒指導主任、養護教諭は必ず出席する。

(4)内容

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の定期的検証
- ② 教職員の共通理解・**情報交換**と意識啓発
- ③ 児童、保護者、地域等に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④ 個別面談や相談の受け入れと集約
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥ 発見されたいじめ事案への対応（教職員、保護者・地域）
- ⑦ 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

(1)目的

いじめをしない、許さない意識を高め、児童の側からの主体的な取組を企画・実行するため、「子どもいじめ対策委員会」を設置する。

(2)構成員

代表委員、各委員会委員長

(3)時期

各学期1回程度（代表委員会と兼ねて開催）

(4)内容

仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施

V いじめの未然防止

1 学校の取組

(1)希望をはぐくむ教育の推進

大宮小学校に通うすべての児童が、毎日、生き生きとした学校生活を送ることができるように、次の指針に基づいて行動する。

「子どもは、かけがえのない存在であり、学校はその健やかな成長を援助するところです。」

① 私たちは、子どものそばにいます

○教師に見守られていることを子どもが実感できるよう、子どもの思いや願いを理解するように努めます。

- ・子どものありのままの姿を受け入れます。
- ・子どもの変容を継続して観察します。

② 私たちは、子どもの豊かな心をはぐくみます

○子どものよさを積極的に認め、自分自身を大切に子どもをはぐくみます。

- ・子どもの自己有用感、自己肯定感を育てる授業を展開します。
- ・子どもにとって居がいのある学級をつくります。

③ 私たちは体罰・暴言をしません、許しません

○学校を中心に、家庭、地域、行政と協力し、体罰や暴言等の不適切な指導の根絶を図ります。

- ・教師自身の人権感覚を磨き、子どもに対する言動に留意します。

(2) 道徳教育の充実

① 教育活動全体を通して

ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

・おはよう活動

毎週木曜日に実施する。1～3年、みやのこ学級は校地を、4～6年は駅前通りを清掃する。勤労奉仕、郷土愛の育成が期待される。

・きらめきメール

友達の善い行いを見つけ、所定の用紙に記入する。人の長所に目を向かせるとともに、自己を見つめ直すきっかけとする。

・朝読書、読み聞かせ、お話会

仲間とともに落ち着いた雰囲気の中で本と触れ合う活動を通じて、豊かな心を育成する。図書ボランティアの方々にご協力いただく。

・縦割り活動

清掃活動、給食、「あおぎりまつり」など様々な場面で、異学年集団で活動する。思いやり、公德心の育成が期待される。

イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確化した全体計画を作成する。

② 道徳の時間を通して

ア 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

(3) 「いじめ撲滅月間」の取組

実施要項に基づき、各学年や学級の児童の実態に応じて以下の内容について取り組む。

○児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けたスローガンづくり

○児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

○校長等による講話

○「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

○学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

(4) 「人間関係プログラム」の取組

①人間関係プログラムを計画的に実施する。

ア 各学期の初めに「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

イ 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要なスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

②直接体験の場や機会の設定

ア 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、コミュニケーション能力の向上と定着を図ることでいじめのない集団づくりに努める。

③「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

ア 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団作りに努める。

(5)「いのちの支え合い」を学ぶ授業の充実

①児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

②授業の実施：第5学年 2月

第6学年 10月

(6)メディアリテラシー教育の推進

①児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

②「携帯・インターネット安全教室」の実施：第5学年 5月（学校公開日）

(7)子どもいじめ対策委員会（代表委員、各委員会委員長）

いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施。

2 家庭・地域等の取組

(1)PTA学年部による「学年活動」の充実

(2)自治会・地域団体による子どもの心を潤す行事の充実

①アートフルゆめまつり

⑤夏祭り

②4校音楽のつどい

⑥自治会・子供会行事

③中部地区運動会

⑦ちゃれすく（チャレンジスクール）

④ふれあいのつどい

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 学校の取組

(1)日頃の児童観察

①朝の健康観察

ア 一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認しながら、呼名による朝の健康観察を行う。

②授業中

ア 授業への参加態度や姿勢・表情・視線、周辺環境に普段との違いがないかを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。

③休み時間、給食・清掃時間、登下校指導

ア 独りぼっちになったり、嫌がることや当番を押し付けられたりしていないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。人間関係の観察を行い、的確に把握するように努める。

④保健室での観察

- ア 来室児童の【言動】【顔つき】の観察を行い、普段との違いがないかを見逃さないように常にアンテナを高くして観察する。
- イ 今まで来室することのなかった児童が頻繁に来室するようになった際には丁寧に相談に乗り、状況を把握する。
- ウ 発育段階に合った指導を行う。

さいたま市立大宮小学校生徒指導基本方針

～子どもたちと共に過ごし、子どもたちの様子や変化を敏感に感じ取る～

【注意すべき事項】

- 発表したときに嘲笑からかいが起きる。
- 話し合い活動に参加していない。
- ボール運動時、パスが回ってこない。
- 道具の順番が回ってこない。
- 実験道具等を一人で片付けている。
- 忘れ物が増えた。物がなくなる。
- 教科書やノート等に落書きをされる。
- 隣の児童と机が離される。
- 清掃時、いつまでも机が運ばれない。
- 特に用事がないのに、職員室や保健室へよく来る。
- 他の児童より登校が早い。
- 遅刻や欠席が多くなる。
- うつむきがちで視線を合わせようとしない。
- 物を隠される。
- 休み時間に独りである。

※ ささいな変化も見逃さず、気になることがあったら声をかける。その情報は共有し、組織的に判断し、対応していく。

(2) 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- ①アンケートの実施 年間3回（4月、11月、1月）
※学校生活アンケートの実施（6月、7月、9月、12月、3月）
- ②アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有化を図る。
- ③アンケート結果の活用 学級のまとめシートをもとに全児童と面談行う。その内容について学年・学校全体で情報の共有化を図る。必要に応じて、ケース会議を開き、対応を検討する。
学級のまとめシートは、校長、教頭、教務担当者（主幹教諭）、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任に提出し、情報の共有化を図る。

(3) 緊急度 0.5 の設定

- ①本人の訴えや保護者からの情報があった際には、緊急度 1～3 に発展する前に情報の共有を図る。
- ②子供同士のけんかやトラブル、いじめが疑われるような事案があった場合には校務用パソコンに内容を入力し、生徒指導主任へ報告する。内容に応じて管理職へ報告する。

(4) 「いじめに係る状況調査」の報告

- ①学校生活アンケートを実施し、面談を行い、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- ②いじめを認知したときには、状況の確認を速やかに、組織的に対応を行うとともに、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

(5) 教育相談週間及び教育相談日の設定

- ①教育相談週間 各学期 1 回
(1 学期：4 月末～5 月初旬 2 学期：11 月中旬 3 学期：1 月末～2 月初旬)
- ②にこにこ相談日 毎月 第 2・4 火曜日 みんなの時間
- ③大宮東中学校スクールカウンセラーによる保護者相談日 年間 10 回
※教育相談週間及び教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを懇談会等で周知する。

(6) 保護者アンケートの実施

- ①アンケートの実施 学校公開日アンケート（6 月・1 月）
学校評価アンケート（11 月）
※必要に応じて随時実施
- ②アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- ③アンケート結果の活用 アンケートの結果に応じて、児童及び保護者と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

2 家庭・地域等の取組

- (1) 青少年育成中部地区会、大宮中部地区社会福祉協議会（民生委員児童委員、主任児童委員）、大宮小学校チャレンジスクール実行委員会、大宮中部公民館、SSN（防犯ボランティア）等との情報の共有化
 - (2) 天沼児童センター、NPO さいたま市学童保育の会あおぎりっ子など、周辺託児施設からの情報収集
 - (3) 各家庭を対象とするアンケート等による情報収集
 - (4) 保護者による登下校パトロールによる情報収集
- ※ (1)～(4) のどの場合においても、いじめが疑われたり、違和感を覚えたりする状況や場面を目撃した場合には、すぐに連絡をもらい事実を確認し、指導を行う。

Ⅶ いじめの対応

1 学校の取組

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

(1) 校長

情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。

(2) 教頭

校長を補佐し、組織的な対応を整理するとともに、必要に応じて、校外関係者との連絡を取る。

(3) 主幹教諭（教務担当者）

校長及び、教頭の指示に基づいて、校長及び、教頭を補佐する。

(4) 担任

速やかに情報を収集し、事実確認を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童への指導を行う。

(5) 学年主任

当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。

(6) 生徒指導主任

児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い 情報伝達シート」や「いじめ通報 受理票」

「緊急度0.5」「問題行動等報告用紙」や「3日以上連続欠席児童報告用紙」などの情報を集約し、関係者へ連絡・周知し、情報の共有を行う。必要に応じて、いじめた児童への指導を行う。

(7) 養護教諭

いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。

(8) 教育相談主任

アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。

(9) 特別支援コーディネーター

問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

(10) スクールカウンセラー

専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。

(11) さわやか相談員

養護教諭等とともに、児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

2 家庭・地域等の取組

(1) 保護者

家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。

(2) 地域

いじめを発見し、または、いじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または、情報の提供を行う。

(3) 民生委員児童委員・主任児童委員等

必要に応じて、ケース会議に参加し、家庭の様子を把握する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

1 「いじめにかかる対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合について

(1) 生命・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合とは

- ① 児童が自殺を企画した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とするめやす

- ① 欠席の期間が、年間30日以上
- ② 一定期間連続して欠席している場合

2 重大事態の調査と主体については、教育委員会が判断し、次の対応を行う。

(1) 学校が調査主体となる場合

- ① 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 校長は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ③ 校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ④ 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 校長は、調査結果を踏まえて必要な措置を行う。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

- ① 校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止・早期発見・早期対応。インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために次の研修を行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) いじめにかかわる情報交換
- (3) 取組アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

(1) 指導方法の改善に関する研修

- ① わかる授業
- ② 一人ひとりを大切にする授業
- ③ ありのままを認め、個性の伸長を図る授業
- ④ コミュニケーション能力の向上を図る授業
- ⑤ 授業規律 等

(2) 児童理解に関する研修

- ① 生徒指導伝達研修
- ② 教育相談研修
- ③ 特別支援教育研修 等
- ④ 学年情報交換会議
- ⑤ 全職員児童理解会議

(3) 情報モラルに関する研修

Ⅹ PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかどうかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

1 年間の取組について検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：12月末

2 「取組評価アンケート」の実施時期、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：11月
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、3月
- (3) 校内研修会等の開催時期：4月、8月、12月（1月）、3月

大宮小学校 生徒指導 対応マニュアル

- ◎緊急度1・2・3に発展する前に情報の共有化を図り、万が一緊急度1・2・3に発展してしまった場合には、記録を生かし、迅速で丁寧な対応が取れるよう備える。
- ◎いじめやいじめが疑われる事態を発見した場合に、情報の共有化を図り、迅速かつ丁寧な対応が取れるように備える。
- ◎全教職員による「報告」「連絡」「相談」「見届け」の徹底を図る。

緊急度 0.5

◎保護者から連絡帳や電話などで、児童の内面や友達に関する相談があった。

〈具体的な例〉

- 友達とトラブルがあったようなので、事情を聞いてほしい。
- 友達との関係が気になる。
- 最近、暗い顔をしているので学校でも様子を見てほしい。
- 最近、お腹や頭が痛いと言うことが多くなったので様子を見てほしい。
- 子どものことで気になることがあるので、面談をしてほしい。
- 学校生活アンケートに気になる記述があった。 等

- ・連絡帳や文書のコピーを生徒指導主任に提出。(返事を書いたもの)
※【メモを張り付ける】【校務用端末に入力する】どちらかの方法で報告
- ・その後の指導内容や経過観察中に気付いたことなどを追記する。
※【メモを張り付ける】【校務用端末に入力する】どちらかの方法で報告

- ・指導部会にて報告。さらなる情報の共有化を図り、教職員の見守りを強化する。
- ・指導部会后、生徒指導報告会を実施し、生徒指導主任より管理職へ状況を報告する。
※参加者：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭
- ・状況に応じて、緊急度1・2・3の対応、いじめ防止基本方針による対応をとる。



